## 北海道農政部長 殿

(ほか46都道府県主務部長及び2農業共済組合連合会宛て同趣旨の通知を発出)

農林水産省経営局保 険 課 長 保険監理官

令和3年台風第9号及び台風第10号並びに8月11日からの大雨による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払及び収入保険に係るつなぎ融資の実施について

令和3年台風第9号及び台風第10号並びに8月11日からの大雨により、被害を受けた農業者においては、農業経営等に支障を来すことが懸念されているところです。

貴職におかれては、農業保険の機能が遺憾なく発揮されるよう、これまでも、貴管内の農業共済組合等に対し、速やかな被害状況の把握、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立並びに収入保険に係るつなぎ融資の周知について御指導いただいているところですが、被災農業者の経営安定を図るため、貴管内の農業共済組合等の取組が徹底して行われるよう、改めて、御指導をお願いします。

なお、このことに関連し、別添写しのとおり、貴道県農業共済組合連合会宛て通知したので、御了知願います。